

2021年12月15日

各 位

日新信用金庫

マイナンバーに関するお知らせ

日新信用金庫をご利用いただきありがとうございます。

2016（平成28）年1月1日から、社会保障、税、災害分野の3分野における行政の効率化、国民の利便性向上、公平・公正な社会を実現するための社会基盤としてマイナンバー制度が導入されました。

当金庫でも、制度開始以降、出資加入、海外送金等のお取引の際にマイナンバーのお届けを案内しております。

このマイナンバーの告知は2022（令和4）年以後の最初の金銭等の支払等の時までに行うことができる経過措置が講じられていますが、法令で定められた6年間の経過措置が2021（令和3）年12月31日に終了します。

つきましては、下記のお取引をさせていただいている方で、当金庫にマイナンバーの告知が終わっていないお客さまは、下記2022（令和4）年以後の最終期限までに告知をお願いします。

ご不明な点がございましたら、お取引店へお気軽にご相談ください。

マイナンバー制度について詳しくは内閣府ホームページをご覧ください。

(<https://www.cao.go.jp/bangouseido/index.html>)

記

	取引の種類	取引の対象	2022（令和4）年以後の最終期限	備考
出資	出資	個人・法人	最初に配当の支払いを受ける日	個人会員の場合は年間配当金10万円超の会員のみ
預金	定期預金	法人	最初に利子の支払いを受ける日	
証券	債券取引・ 投信取引	個人・法人	最初に利子・配当等や譲渡対価の 支払いを受ける日	
	特定口座	個人	最初に対価の支払いを受ける日	
外国為替	国外送金等	個人・法人	最初に国外送金をする日	本人口座を開 設等している お客さまのみ

以上